



※1:地方公共団体等とは、地方公共団体、土地開発公社、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社及び独立行政法人都市再生機構をいう。

※2:先買い制度により取得した土地は、幅広く公共性ないし公益性を有する目的(事業)のために使用することが可能。詳細は、「先買いに係る土地の管理について」をご覧ください。